産業福利パンフレット第四號

脚氣病豫防に關する調査

産業福利協會

国立公衆衛生院附属図書館
00032980

衛生院
7703
昭和14年10月26日

7703

昭和10年10月7日
川上理一先生
寄
厚生省研究所

本調査は内務省衛生局の命を受けて岡山縣衛生課長根岸技師の調査研究せられたものであるが工場内に於ける脚氣病の豫防に參考となるべきこと尠からざるを思ひ特に衛生局の許諾を得本會に於て出版し會員に配布することゝしたのである

昭和二年六月

産業福利協會

昭和二年四月三十日

岡山縣衞生課長地方技師　根岸顯藏

内務省衞生局長　山田準次郎殿

脚氣病豫防ニ關スル調査報告ノ件

豫テ御下命相成居候首標ノ件別冊之通ニ有之候條報告候也

緒　言

大正十五年度衛生技術官會議に於て脚氣病豫防に關する件を宿題とし岡山縣が研究調査を遂げ本年之を報告することゝなつた。

故に岡山縣は從來公表せられたる各種の統計、報告及今回實地調査を行ふたる成績を綜合し之れに意見を加へ本書を編纂したのである。

恰かも、本年は本邦に於ける脚氣病の調査研究が公の事業として取扱はれて以來滿五十年に相當する年であつて此年に於てこの報告を爲すことは甚だ光榮とするものである。

本書の編纂に當つて熱心に指導せられたる諸方面の學者並に有力なる材料を頒たれたる諸府縣に對し謹むで感謝の意を表す。

本書記述の方針

脚氣病の豫防といふことは分けても重大なる問題で、短日月間に之れを完成することの至難であることは周知のことであるが、本書の記述に當つては唯々與へられたる時間の範圍内に於て出來る丈けの仕事を爲したのであるから、之を以て脚氣病豫防の全體を完全に盡くしたとは考へて居らぬことは勿論である。

又學理の研究といふことではなく、實際問題の解決を如何にするかといふ方面に重きを置いて、定められたる期間内に記述したのであつて、强ひて言へば之れを今回の報告とし、猶今後一層調査研究を續け其の得たる所は他日之れを追報したいと惟ふのである。

編　者　述

目次

第一編　總論……一
第一章　脚氣病の名稱に就て……一
第二章　脚氣病に關する歴史……二
一、日本に於ける脚氣病の歴史概要……二
1　維新前記……二
2　維新後記……四
脚氣病の研究上……四
附　脚氣病院の設立及廢止……四
脚氣病の研究下……七
附　臨時脚氣病調査會の設立及廢止……七
二、脚氣病の歴史的裏面の觀察……九
三、原因的考察の變遷……一一
第二編　各論……一三

第一章　脚氣病の分布蔓延狀況……一三
一、全國分布の狀勢……一三
二、脚氣罹病者推算調査……三四
第二章　岡山縣下に於ける脚氣病發生の觀察……四〇
一、岡山縣要覽……四〇
イ、地勢、人口、其他……四〇
ロ、氣溫、濕度、降水量……四二
二、一般的影響及其の全國對照……四八
一、年別觀察……四八
二、月別觀察……五三
三、性別觀察……六三
四、年齡別觀察……六八
五、地方別觀察……六九
イ、地方別氣溫に關する觀察……七三
ロ、地方別降水量に關する觀察……七五
ハ、地方別土地高低に關する觀察……七七
ニ、地方別人口密度に關する觀察……七七
六、季節別觀察……八〇
七、職業別觀察……八四
第三章　脚氣病豫防要件の調査……九二
一、脚氣病死者家庭に對する實地調査の成績……九二
一、飲食物關係……九三
イ、主食物……九三
ロ、補助食料……九三
ハ、副食物……九四
ニ、嗜好品……九五
ホ、米の選擇及其の調理方法……九六
ヘ、米麥混合食……九七
二、性別及年齡別關係……九九
三、死亡月別……一〇〇
四、職業別……一〇一
五、婚姻……一〇三
六、發病回數……一〇三
七、住居關係……一〇五

八、轉住、轉業及轉職……一〇七
九、運動及勞働……一〇八
一〇、睡眠時間……一〇九
二、脚氣病患者に對する實地調査の成績……一一一
一、原因(自認の內容)……一一一
二、住所移轉轉業轉職關係……一一一
三、家族關係……一一一
四、主食物關係……一一二
五、副食物關係……一一三
六、榮養狀態と主要症狀……一一四
七、發病回數……一一四
八、調査成績の總括……一一六
第四章　集團的生活狀態(密集生活)に於ける脚氣病……一一七
一、陸軍に於ける脚氣病……一一八
二、海軍に於ける脚氣病……一二四
三、精神病院に於ける脚氣病……一三〇
四、學校に於ける脚氣病……一三〇

一、一般的觀察……一三一
二、通學寄宿別に依る調査……一三二
三、通學、寄宿別に觀たる發病時期……一三五
四、發生時季及罹病回數……一三八
五、學業成績及運動……一四一
六、寄宿舍に於ける主食物……一四三
七、總　括……一四五
五、工場に於ける脚氣病……一四六
一、一般的觀察……一四六
二、發生月次……一四八
三、年　齡　別……一五〇
四、寄宿通勤別……一五〇
五、入社後發病期間……一五一
六、各工場所在地……一五四
七、榮　養……一五九
八、總　括……一七一
第五章　乳兒脚氣及母體脚氣……一七三
一、乳兒脚氣に對する一般的觀察……一七三

一、年　別……一七三
二、死亡月齢及性別……一七七
二、實地調査……一八〇
一、月　別……一八〇
二、性　別……一八〇
三、生存月齢……一八〇
三、乳兒脚氣と母體脚氣との關係に就て……一八二
四、乳兒脚氣死亡者を出だせる家庭に對しての調査……一八七
一、母體に於ける一般要約……一八七
1. 母體脚氣病發病回數との關係……一八七
2. 母體の年齢との關係……一八八
3. 母體脚氣發病時期との關係……一八九
4. 母の主職業及勞働時間との關係……一九二
二、母體に於ける飲食物關係……一九四
1. 主食物……一九四
2. 補食物……一九四
3. 米の處理方法……一九五
三、母體脚氣發病、死亡時期及總括……一九七

五、總　括……二〇〇

第三編　總　說……二〇二

第一章　調査研究機關……二〇二
第二章　分布蔓延狀況……二〇三
第三章　發生若くは罹病理由……二〇四
甲、食餌關係……二〇五
一、主食物の一(米)……二〇五
一、主食物の急變に依る脚氣消長の實例……二〇五
二、米の普及と脚氣病の蔓延……二一一
1. 本邦に於ける其の狀況概要……二一一
2. 歐米諸國に於ける其の狀況概要……二一七
三、米の脚氣病發生に關係を保つ理由の研究……二二一
二、主食物の二(玄米、麥、半搗米)……二三一
三、副食物……二三二
1. 動物性蛋白……二三二
2. 野菜類……二三二

3. 果實類……二三二
四、食餌關係總括……二三三
乙、一般要約……二三五
一、性別、年齢別、季節別……二三五
二、職業、住居、其の他……二三五
三、運動、勞働、睡眠……二三五
四、氣象學的關係……二三六
丙、特殊要約……二三六
一、學校……二三七
二、工場……二三七
三、乳兒脚氣……二三九
第四章 總括……二四〇
第四編 豫防對策……二四二
第一章 食餌の改良……二四六
甲、主食物……二四八
一、米の精白方法の改良に努むること……二四九
二、半搗米の普及奬勵を計ること……二四九

三、米麥混合食の普及奬勵を計ること……二五〇
四、米麥の保存貯藏方法の一層完全を期すること……二五一
五、飯の作り方に就き一層改良を計ること……二五一
六、常用主食物改良の主眼點……二五二
乙、副食物其他……二五五
一、食品の調理配合を一層合理的ならしむるに努むること……二五五
二、獸肉類及其他動物蛋白食の適當なる食用の普及を計ること……二五六
三、植物性食品の合理的食用に努むること……二五七
四、團體生活に於ける常食の供給と季節的疲勞との調節を計るに努むること……二五八
第二章 一般的方法……二五九
一、脚氣病豫防調査研究機關の設定……二五九
二、生活方法の改善……二六一
三、住宅の改善……二六三
四、運動及體力增進方法の普及、實行……二六四
五、母性、乳幼兒保健狀態の增進……二六五
六、衞生思想(就中、本病豫防を目的とする知識)の普及、向上……二六六
甲、講習、講話に依る知識の普及、向上……二六七

1. 母性乳幼兒保健講習會の開催……二六七
2. 家庭衛生講習會の開催……二六七
3. 産婆、保姆に對する特別講習會の開催……二六八
4. 中等學校生徒に對する方法……二六九
5. 工場關係者に對する方法……二六九
6. 一般衛生講話講習會の開催……二六九
7. 榮養講習會の普及……二六九
乙、文書、繪畫の調製、頒布に依る知識の普及、向上……二七〇
1. 「ポスター」、「パンフレット」其他の印刷物に依る方法……二七一
2. 注意書の調製頒布に依る方法……二七一
3. 雜誌、新聞の記事に依る方法……二七三
4. 標語又は文、畫の募集に依る方法……二七三
5. 教科書中に取り入るゝ方法……二七三
6. 「ヴィタミン」含有表、料理方法心得書の頒布發表に依る方法……二七四
丙、展覽、映畫に依る一般の豫防思想の普及、向上……二七四

脚氣病豫防に關する調査報告

第一編　總　論

第一章　脚氣病の名稱に就て

古來其の本態不明なるものに名稱の區々なるものが多くあるやうである、脚氣病も亦其の一例に漏れないものであらう。

「素問」に之れを跗腫病とし、「千金方」に之れを風毒と稱へ又濕痺とも稱し「左傳」に之れを重腿と記し、「外臺」に之れを脚弱とし、「三因方」に風濕脚氣及び寒濕脚氣としてゐる、印度に在つては其の患者が羊の如く歩行するが故に之を「ベリベリ」と言ひ、「ブラジル」に於ては「ベルネイラス」と稱した。

明治十五年ベルツ博士は之れを「地方病性多發性神經炎」と名づけ、支那に在つては之れを綬風と稱へたが、朝鮮に在つては綬風は慢性の脚氣で北部に流行し急性のものは南部に流行し之れを「カツキ」(脚氣)と音讀したと謂ふことである。

本邦古來の讀方に就ては「源氏物語」、「宇津保物語」、「落窪物語」等に「アシノケ」、「カクビヤウ」と書かれ又一般には「キヤクケ」と唱へ來つたやうであるが、「撮壞集」に「カツケ」と訓せられてから遂に今日脚氣(カツケ)と普く稱へる樣になつたのではないかと思惟される、蓋し「キヤ」の反は「カ」である故であらう、鎌倉時代の梶原性全の「萬安方」には風毒脚氣、脚氣腫脹、脚氣衝心、乾濕脚氣、療毒脚氣等の病名が現はれてゐるが、要するに眞の脚氣としての名稱は

徳川時代からの稱用が正しきものと謂ふことが出來ると考へる。

第二章　脚氣病に關する歴史

一、日本に於ける脚氣病の歴史概要

1. 維新前記

夫脚氣之病先起二嶺南一稍來二江東一とは孫思邈が脚氣を風毒として「千金方」に記載した一節である、即ち是に因つて本病は漸次南方から北進したことが判る、後天寶中(七四二年乃至七五五年)王燾が「外臺秘要方」を著はし、脚氣論の一篇を設けて之を詳說してから其論旨が大に備はつたのである、而して本邦に在つては大同三年藤原緒嗣の上奏文中、臣生平末レ幾眼精稍暗復患二脚氣一發動無レ期此病歳積云々とあつて、これ即ち脚氣の名が生じた始まりであるとは「日本醫學史」に記載されてゐる所である、之を考へるに脚氣論が詳說せられたと謂はれる天寶年中とは、即ち唐の玄宗皇帝の時代であつて、我が聖武天皇の天平十四年より天平勝寶八年の間に當り、又藤原緒嗣の脚氣は患つたと傳へられた大同三年は、彼の天寶元年を距ること六十有七年後であつて、其の中間である天平十六年正月十三日に、聖武天皇の皇子安積親王は脚氣病の爲め薨去せられたとは「續日本書記」並に「人名辭書」に記載せられてゐる所で、即ち大同三年を距ること實に六十有五年前のことである、勿論日本武尊及び允恭天皇、輕皇子も脚氣病に罹らせ給ふて崩御、薨去を說くものがあるが、是等は「外臺秘要方」が著作せられざる以前であつて、共に確證の認むべきものがないから何病を指したものであるか明白でないと言はれなければならない、其後降つて「和名抄」「伊呂波字類抄」に脚氣なる病の名を載せ、「宇津保物語」「源氏物語」「落窪物語」等にも「アシノケ」「カクビヤウ」の文字が見はれてゐるが、何れも症狀の記述がないから之又確說なるものと認めることの出來ないことは前揭記載した諸項と又同じと謂はなければならない、尙ほ大同類聚方」及び「神遺方」には阿之介也美(アシケヤミ)の療法を記したものがあるが、兩書の僞撰であることは諸家が認めてゐる所であつて信ずる價値のないものである、降つて鎌倉時代に及ぶと「東鑑」には入道從四位下行遠江守平朝臣卒年五十三、數月惱二脚氣一衰病一等云々と誌し、又當時の醫者なる「萬安方」「頓醫抄」等にも脚氣病を詳述した文字が見はれてゐるが、果して該病が存じてゐたか否か明らかでない、特に建保三年の著述である「喫茶養生記」に、近頃人萬病稱二脚氣一尤愚也可レ笑哉諸病號二脚氣一而不レ知レ所レ治云々今脚痛非二脚氣一也と記してゐるものすらあつた。

豐臣氏の末世、永田德本等の脚氣說があるが、是とても今日の脚氣に該當するものであつたか否か疑を挾む充分な餘地がある、德川氏に及び承應二年六月山脇東洋が「外臺秘要方」の脚氣編を飜譯して之を公にしてから以來、世俗は丁度新病でも發生したかの樣に物珍らしく感じたのであつた、然るに享保年間香川修德は眞の脚氣は本邦に存在してゐないことを力說したが、其の子景興は之に補綴して、先人の歿後寶曆年間から始めて本病のあることを言明したのである併し乍ら享保、元文年間に於ては既に野呂元丈、松井材庵等の諸氏も盛に脚氣現存說を唱へ、香月牛山の如きも亦其の著「牛山活套」の中濕の條に於て次の如く詳說してゐる。

今時仕官の人、或は商人も東武に至りて濕氣し、足膝痿軟にして面目虛浮し飲食進まざるもの俗に江戸煩と言ふ、是皆水土に服せざるの類也、故鄕に歸るとて箱根山を越ゆれば多くは其症治せずして自から平服す、牛山嚮に官にある時江戸にて西國の諸侯の屋敷を見聞するに、何れの所にても此病あらずと言ふ者無し、多くは不換金正氣散を用て宜し虛濕を挾む者は必ず死す、濕を治して癒せざる者は必途に故鄕に歸らしむべし、箱根を越れば自ら癒る也、一奇事の病なり云々。と記述してゐる、實に景興の說に先だつこと十數年前に於て既に本病の存在說を唱へて居るので醫家彼此に撞着する所があつたやうである、寶曆千三年源養德は「脚氣類方」を著はして曰く、脚氣之行也自レ關以東殊甚矣、蓋風土之氣受二六氣之陰一者宛肖二江嶺之人一乎也と唱へ、又「脚氣鈎要」にも江戸稱二最多一此疾一而京攝次レ之と特記するに至つ

て本病の倍々都會地を蹂躙した景狀を想像し得ることゝなつたのである、斯樣にして明和、安永、天明の交に至つて江戸に於ての流行狀態は熄止の姿を呈したが、寛政の末年には京都に流行して慘狀を擅にした樣である、「導水瑣言」に曰く

京都六七年前ヨリ急劇ノ病流行シ、人ヲ損フコト鮮カラズ、時人是ヲ三日坊ト言ふ云々。

蓋し三日坊とは三日或は六七日にして死するが爲めである、そして其の衝心の狀を記して心腹張痛し、胸中隱痛裂くが如く、腹攣急し、呼吸短息云々と謂つてある、次で享和、文化年代より再び流行を反覆し、爾後綿々斷續して天保の末年から弘化の始めには江戸は勿論、京都、大阪に傳播したのである、天保年間の著である「時還讀我書」中に

脚氣ハ六七十年前ニハ至ツテ少ク、三四十年來上王公ヨリ下小民ニ至ル迄夏秋ノ際衝心セザルモノナシ云々。

と、特に大阪では文化年間に大流行を來たした其時に、林一烏と言ふ人が一家の治法を宣し、專門を以て業を開いた以來、遂に脚氣醫者なる新らしき名稱を標榜するものが現はれるに至つたのである、嘉永年間の事を書いた「浪花百事談」の中にも亦脚氣醫師岡敬庵と言ふ文字が見えて居るのである、即ち嘉永、安政以降は五畿七道に彌蔓して、脚氣は遂に都鄙一般普く所謂人口に膾炙する病氣となつたのであつた、就中大阪の地は格段に流行する殆んど病區とても言ふべき程であつて、慶應二年七月二十日には時の將軍家茂は實に本病の爲めに大阪滯陣中に薨去せられたのであつた、故淺田宗伯が一躍御典醫の列に加はつたと言ふ不次の榮進も即ち此時であつたのである、之を本邦維新前に於ける脚氣流行沿革の梗概とするのである。

2. 維新後記

脚氣病の研究（上）

脚氣病院の設立及廢止

維新後に於ける脚氣病の原因及び療法並に研究に關しては、明治十年十二月八日乙第百九號內務省達を以て翌十一年一月を限り病性、病因、療法、經驗、病體解剖圖等の調査報告を提出すべきことを各府縣に命じ、獨り東京府に對しては患者員數、治療死亡比較表をも添付すべきことを以てしたが、之れ本邦に於ける脚氣調査に關する事務着手の濫觴である、即ち同年同月一日衞生局起案に係る本令の原議を案ずるに次の通りであつた、曰く

脚氣病の儀は本邦固有の風土病にして、年々夏秋の間此病に罹り斃るゝ者不尠、維新以來諸官廳に招聘する所の外國醫學士をして治療及病體解剖を施さしめ之が實驗を經るもの又すでに多數にして各家之、論說も有之候得共、其病理療法共未だ確たる一定の證明あるに至らず、是等の發明は素より尋常容易之業にあらざるべしと雖、本局職務上須要の事務に付、諸家學問上之論說と多年實地とに因り、比較參攻、漸次其の理を究明相成候樣致度、尤全國各地之多少綏劇、其他明細表の如きは死亡屆書に就て調製可致候間、療法、論說等取調之儀左に御達相成度相伺候也

との主旨であつた、次で翌十一年二月二十三日衞生局は更に情を具して脚氣病院設立の議を經伺した、其の要に曰く

脚氣の慘毒恐怖すべきは世人の通知する所にして、支那に於ては三國五代の頃盛んに流行して此名稱あり、本邦に於ても大同年間既に其療方を「類集方」に載せたれば、該病は亞細亞州中一種固有の風土病にして東洋の一大患害たること蓋し既に尙し、而して其病理、療法は古今諸家の說種々之れ有りと雖も、概ね晉宋二、三醫師の舊法に基き、自家の臆想を附衍して或は經驗の確說となし、或は深詣を得たりとなすも、和漢從來の醫學を修むるものは專ら溫故に汲々として知新の志想に乏しく、殊に物質分析の術に暗く、病源、治療の實理を不窮、故に其の經驗中縱令或は治療の肯綮を得、自然病理に暗合するものあるを以て一般の規範となすべきものなし、又歐米醫師の本邦に在留するもの其病理を論じ治療を施すや、各人其意見を異にし未だ一定の眞理を發明して不拔の治則を確定するを聞かず、蓋し考究の日淺きと實驗の少なきとを以て其の境に達すること能はざるなるべし、要するに今日該病の治療に於ける一つも適

従する所なしと謂ふも亦不可なることなきが如し、此恐るべきの大患を固有し其の救濟の術に於て亦聊頼する所なし人民の不幸又大甚しと謂ふべし云々

としてゐる、斯くして太政官は調査局の申白に基き、同年三月七日是を聞屆けることゝした、茲に於て内務省は同年同月十五日を以て左の如く東京府に示達する所があつた。

脚氣病の儀は本邦一種の風土病にして、殊に東京府下に於ては年々此病に罹るもの夥敷、憫然の至りに付府下適宜の地を撰み脚氣病院を設立療法を研究し、專ら該病に罹るものを救濟可致、就ては補助金として向五箇年を限り、毎年一萬圓宜本年設立費八千圓可下渡候條、爾他の費用は其の府に於て適宜取計至急着手可致、尤醫員其他の撰擧並規則方法等は、悉皆當省衞生局へ稟議を遂げ候上施行可致、此旨相達候事

追つて病院の場所撰定、建築の圖面取調早々可申出事

斯くして病院設立の事　畏くも天聽に達し同年五月二十三日思召を以て金圓の御下賜があつて、建築の費用に可差加旨の御沙汰があつた、時偶々季節炎熱の候に向ひ患者發生の折柄なるを以て急遽文部省所轄舊英語學校跡へ（表神保町一番地）を借受け、同年七月十日より假りに開院することゝなつたのである、而して本院の設立に關しては、故池田謙齋及び石黒忠悳、三宅秀諸氏の調査に基き、又治療を二方に別ち、洋方にあつては佐々木東洋、小林恒を漢方にあつては遠田澄庵、今村亮を各治療委員として患者の治療を分擔せしめ、他の職員は審査其他のことを分掌せしむることゝし翌十二年本郷向ヶ岡彌生町の新築病院落成したりしを以て直ちに茲に移轉し、四月一日より同所に開院した。

次で明治十三年四月二十六日本病院を文部省に稀轉することゝなつたのである。

其理由に曰く

病院建築以來委員を命じて治療、審査、編輯の三部に分ち其の治療部中更に五區に分ち、毎區委員を專任し分掌經驗爲致、治療上の成績は同院年報を以て上申せしも、病理、病因の事に至つては解剖、生理、化學等の數學科に關渉し到底大學に於て研究不致候ては實蹟を難收候に付、自今文部に管理せしめ、治療の儀は從來通り各自分任充分の經驗を遂げ、審査以上の事は大學に於て專ら擔當致候方然るべし云々

と言ふのであつた、然るに移管後二箇年を經た明治十五年四月二十八日に文部省は

設立以來既に數年を經過し、當初見込の期限も今や餘す所幾くも無之、付ては其の治療上に於て得る所の成績固よりなきにあらず、即ち該病は其病勢の緩劇と患者の體質とに由つて、治療を異にすること他の諸病と一般にして、而して一方一藥の特效に因つて以て之を醫治すべからず、且該院に於て數年來切磋研究致候得共、未だ衆說一定せざる程に候得共其眞理眞因は必ずや許多の歲月を累ねて研究せざるべからざる儀と存候、付ては其審査の事業は永く之を存すること緊要と存候得共、其治療上に於ては前所陳の如く既に聊か得る所も有之、該院設立の美旨も現に其成績を得たりと言ふべく、且つ今日世間に於ても該病を治療するものなきにあらず、旁以て最早該院の治療を存するを要せざる儀と存じ候、獨り病理審査の一事は之を存して大學醫學部に屬せしむべし

と、叙上の理由の下に同年度限り廢院せられた、然るに後に十七年を經た明治四十一年に至つて、再び脚氣病研究に關する調査機關の設立を見ることゝなつたのである。

脚氣病の研究　（下）

臨時脚氣病調査會の設立及廢止

臨時脚氣病調査會は明治四十一年五月三十日勅令第百三十九號を以て其の官制を公布せられた、當時陸軍が公表した設立の顚末は左の通りであつた。

抑も脚氣病が陸軍に於て多發せるは文獻に徵するに遠く明治六七年頃にして、當時某部隊兵員の三分の一は本本病の

侵す所となれり、爾來各部隊共に年々多數の該病患者を出し兵員減耗の一大原因をなせり、されば　畏くも明治天皇は脚氣病に就て殊に御軫念深く渡らせられ、明治十年時の內務卿大久保利通に本病防遏の方法を攻究すべく仰せ出され、同內務卿は時の衛生局長長與專齊に諮詢し、同衛生局長は陸軍軍醫總監石黑忠悳等と共に　聖旨を奉戴して脚氣病院を設立に本病の研究に從事せり、是我國に於ける脚氣病研究機關の嚆矢たり、然れ共其の研究の機關たるや規模小にして遂に所期の目的を達する能はざりし

然るに我陸軍に於ては本病依然消滅の徵なく、殊に各戰役に於て增々猖獗を極めたるを以て、本病防遏に關し人才を廣く天下に求め多方面より之を研究するの必要を認め、時の陸軍大臣寺內正毅は醫務局長森林太郎をして、陸海軍に本職を有する衛生部將校相當官、帝國大學醫科大學教授、助教授、傳染病研究所職員、並醫師にして斯道に堪能なる者を晋く網羅し、委員となすことを計畫せしめたる後、陸軍大臣は本會設立に關し勅許を經べく委曲奏上せしに畏くも　明治天皇は德大寺侍從長をして石黑軍醫總監の意見を內徵せしめられしを以て、同軍醫總監は本會設立の急務たる所以を詳記して之を侍從長に提出し、且本會調査は十數年の長年月を經るにあらざれば其の成績を見る能はざることをも謹述し遂に本會の設立を見るに至れり。

と、以上は當時陸軍省が公表した顚末書である、然るに大正十三年十一月二十五日勅令第二百九十號を以て遂に之が官制を廢止するの餘儀なきに至つたのであつた。

顧みるに本會創立以來年を閱すること十有七年委員會を開くこと二十九回、報告の數百六十九件に達し、脚氣の歷史統計、地理的播布、土地と脚氣との關係、氣候と脚氣との關係、食物と脚氣との關係等を探明し、啻に學術の進步に貢献したる功績鮮かなりしのみならず、其の研究成績は獨り軍隊に於ける福址に止らずして、一般にも亦至大なる幸福を與へたのである、要するに本邦に於ける脚氣病の研究機關は前後二十有餘年を算したるもので、今尙ほ豫防に於て何等

決定的結果を見ざるは實に遺憾なりと謂ふべきである。

二、脚氣病の歷史的裏面の觀察

安政五年七月將軍家定が脚氣病を患へられた、衆醫の治療效を奏せないので閣老等協議して戶塚靜海、伊藤玄朴の二人を召して診療の事に當らしめ拔擢して奧醫師に任じたのである、幕府が蘭方醫を官醫に登用したと言ふことは嚆矢であつた、玄朴、靜海の二人は志を合せ百方力を盡した、けれども病勢頗る急劇であつて到底藥餌の救ふべき所でなかつた、そこで玄朴等建議して更に蘭醫數名を增聘して診療を共にせしめられたいことを以てした、閣老等是を容れ竹內玄同、坪井信良、林洞海、伊東玄圭を擧げて奧醫師に任じた、是に於て一同力を協せ治術に心を痛めたが將軍の病革まり同月七日遂に薨去せられた、傳へられた所によれば官醫西洋醫術を學ぶことの禁を解除せられたのは實に此時であつたと言ふことである。

慶應二年五月將軍家茂防長を討伐せんが爲に親ら大軍を率ひて征途につき大阪に滯陣せられた、七月偶々脚氣を患ひ病頗る重篤に陷られた、幕議淺田宗伯を召して奧醫師に任じ、往て診療の事に當らしめんとしたが、未だ到着せざるに先だち將軍は薨去せられた、實に同年七月二十日のことである、嘗て明治三十七年五月發行の、二六新聞は之に關して左の記事を載せたことがある、曰く

漢法の大家故淺田宗伯老は、人となり倜儻不羈にして夙に六韜三略に通じ、機に臨み變に應ずるの器略ありき老の未だ世に現れず町醫の間に俯仰せられたる頃、會々德川第十四代の大樹公大阪城にて脚氣の重患に罹り給ひけり大樹公の御重患なれば諸々の御典醫あらゆる治術を盡さるゝと雖共、少しも驗なかりけり、是に於て民間に斯道の國手なきやと尋ねられたるに、宗伯老の名端なくも御聽に達しければ直に西の丸御殿に召され、早々上洛の上御治療に忠勤を抽んづべき旨仰せ渡されけり、何か扨胞に韜略を疊める大先生のことなれば、應對の間に早くも神機妙算を案出せられ、我等

町醫の分際を以て忝けなく東照神君の御正統たる、公方家の御脈を診せんこと一家の面目此上なく候得共、其位に在らされば其事に任せさるは聖賢の捉せらるゝ所なり、設ひ御閣老の御目鏡に協ひ候とも今の身分を以て左右に伺候し奉り好し御對症の妙藥を進むとも御典醫の面々に於て同意せられんこと存じも寄らず、是非に愚拙に進診を仰付けられんとならば、先づ御典醫の御格式を賜はらば謹で御受け仕らんと陳べられければ、閣老御評議の上出格の御沙汰に由りて、浪々の町醫より一躍して堂々御典醫には上られけり、是に於て宗伯老は早駕籠を舁かせ晝夜兼行にて東海道を上られけるが、沼津の宿に至り急病差發りたりとの事にて大夜着披きて打臥され、二七十四日が間宿の本陣に滯在せられ、然る後病氣全快を江戸に屆け濱松、名古屋、草津、大津と五十三驛を打越えて、江戸發程より數旬の後浪花の御城に乘入られたるに、遺憾なる哉大樹公には固より脚氣御衝心なりしかば、老の到着せられし時は既に御他界の後なりき、是に至り宗伯老は一藥一石を進めすして身は當時の榮職たる御典醫の列には成り濟まされた。

明治十一年七月脚氣病院設立せられ、本病の原因及び療法に關する研究を開始することゝなつた、是より先明治十年十二月政府は池田謙齊、石黒忠悳、三宅秀等に命じて本病院設立の方法に關し調査せしめたのである、是に至つて七月十日假に神田表神保町二病院を開いて大いに患者を招集したのであつた、而して本病院の診療に關し「松香私志」に次の如く記載がある。

是より先き、明治十一年三月に於て脚氣病院設立の事ありけり、これまた漢醫法維持の餘波として起れる事柄にて當時の眞面目を觀ふべき一の談柄としてこゝに附記すべし。

其頃牛込に遠田澄庵と云へる老醫あり、脚氣の治療に妙を得て、其藥劑を服するものは一人として治せざるなく、此の一病の限りては無類の名醫なりと其の名聲一時に高かりけり、折柄やみ難き事情ありて、時の内務卿大久保侯密かに余を招ぎて其の利害を諮はれぬ、其時余は何れの病にも、特效藥といへるものゝ無きには限らざるべけれど、藥品の性質明ならぬ上からは何と御答申さん樣もなし、願はくば其藥を得て試驗を遂げ申したと答へけるに、やがて其の藥は家傳の秘法なりととてたてまつらず、宜敢く其の效實を確かめ脚氣治療の實否をも試みるべしと、其のことを余に任ぜられぬ、是に於て神田一橋門の外に脚氣施療病院を設け、其の病室を四區に分ち、漢洋醫者各二名（遠田澄庵、今村了庵、佐々木東洋、小林恒）をして各一區を擔任せしめ、其の施治の患者に就き明細なる表を製して成績を具呈することゝせり、其の頃は漢洋の脚氣相撲とて冷評を加へたるものもあり、けれど、年月を經るに從ひ自ら他人の惑も解け、漢洋優劣の論もいつとなく消え失せつ、後には遠田等の人々も職を辭しければ、脚氣研究の事業を大學醫學部に移して神田の病院は廢止せられき。

因に言ふ「明治前記」及び二三書の記述に因れば、將軍家の死は脚氣病にあらずして「コレラ病」なりとのことである、附記して大方の教を乞ふことゝする。

三、原因的考察の變遷

脚氣病の發生分布蔓延の狀は既述の通りであるが、この恐るべき蔓延狀態にある本病に對しての豫防對策を講ずる爲め、一貫した方針を定むるには其の原因、誘因、補因、又は其の本態なるを明らかにせねばならぬことは勿論である と惟ふ、然るに前述の通り永き年月の間先輩が熱心なる努力を傾注したに拘らず、多年を經過した今日、そして醫術の驚くべき進歩の域に達した今に於ても尙未だ全體を通じて、完全に解決せらるべき內容を捉へることが不十分であつて、從つて豫防方法の實行に於ても未だ充分なる滿足を得べき點に達しないやうに思はれるのは誠に遺憾とする所である、然し乍ら惟ふに本病の豫防の如きは現在の程度に於ては蔓延若くは發生に直接間接關係深き各般の理由、及要約等を究め、よしそれが的確なる原因又は誘因等でないとしても、發生蔓延に密接な關係が保たれてある以上は之を取り除くべき方法を講ずるといふことが本病の如きに對する現在に於ける豫防方法といふことが出來るものと思ふ。

斯樣な考へから本病の發生、蔓延に主として密接の關係が保たれる事柄に付、各方面から觀察及調査を加へてそしてこれが豫防策樹立の基礎要件としたいといふ方針の下に調査を進めたのであるが、順序として原因又は本態の究明に關しての變遷を略述することゝした。

脚氣病の名稱が區々で原因が古來幾多の事實的例證を擧げられたるに係らず、未だ其の的確なるものを見出すこと能はざる現狀に在るは、其の研究に關する方面が單に原因的研究に止まらずして、本體其のものゝ究明に幾多の困難を感するが爲めであることも其の主因の一として指を屈せねばなるまい。

故に玆に於て其の考察の變遷の狀を辿つて、之れに依つて豫防對策を樹つる參考資料に供したいと思ふ。

風毒說

原因の記錄としては古きものゝ中に、唐の孫思邈の「千金方」には「脚氣は風毒の一なり」として、猶土地との關係があるものゝやうに記載せられて居ることは別項記述の通りである。

瘴毒說

我邦に於て鎌倉時代梶原性全の「萬安方」に脚氣には數種あつて、即ち風毒脚氣、脚氣腫滿、脚氣衝心、乾濕脚氣、夫れに瘴毒脚氣なる一症を加へたが、無論乾濕脚氣なる文字を用ひて已に此方面に原因を探らむとした跡が見える。

地方病說

元祿、享保の頃に至つて脚氣は江戸に起つたものゝやうである、而かも流行病的に發生し之を「汗戸煩」と稱し、香月牛山の「牛山活套」中濕の中に其の記載があることは別項に於て述ぶる通りであつて、又寛政の末葉京都に於ても相當の流行を見、人々又同じく地方的觀察を下したものゝやうで、之を「三日坊」と名づけたとは別項記述の通りである。

兎に角地方病的に且つ流行病的に發生し衝心に依り多數の死者を出したことは事實に近いものと思はれる。

座位說

「ルーツエ」氏は日本人に脚氣病の多いのは、常時膝を折りて座し且つ室内に火鉢があつて空氣を穢濁する爲めであるとした。

消化不良說

「ヴエルニツク」氏（一八七八）は東洋人の常食は容積の嵩む米飯を攝るから、不消化又は消化不良を來すが爲めであるとした。

蛋白質脂肪缺乏說

「ヴアンリートン」氏（一八八〇）は東洋人の常食中には蛋白質及脂肪を缺乏するためであるとした。

傳染病院

「ベルツ」、「ショイベ」、氏等は一種の傳染病（瘴氣性）なりとしたことがある。

紡方、「ドラツエルダ」、「ベーケルハーリング」、「ウインクレル」、「フオンエツケ」、「ティロル」、菅谷其他の諸氏は一種の細菌を發見したといふことがある。

「グログネル」氏は脚氣病患者の血液中に、其の赤血球内に「アメーバ」樣の物を檢出したといふ。

田中氏は脚氣患者の血液中に於て一種の「スピロヘーテ」を發見したことがあるといふ。

寄生性疾病說

「ゲルブケー」氏は乾燥した魚の中に存在する寄生蟲により脚氣を起すものと說いた。

魚毒說

或る學者は又青魚科魚類の新鮮ならざるものを食するに依つて脚氣を發すとしたことがある。

微生物中毒說

「マンソン」氏は脚氣は傳染病ではあるが、其の病原體は直接に容易に傳染せられず、體外殊に食品中に於て毒素を發生し、又傳染地域に死物寄生的に存在すとして、脚氣家屋の存在、轉地の速效を收むる點、等を擧げてゐる。

之等から引用して常に脚氣の存する所には略々固定的に脚氣病が存在するものとしたのである。

米に關する諸說

a、黴米說

榊氏は脚氣は黴米を食ふことに依つて發生するものとして、即ち貯藏宜しからざる東北米が市に出る頃に流行し又他國より輸入せられた米は殊に起し易きものであるとした。

b、黴米脚氣毒含有說

山極氏は貯藏方法惡しき米は脚氣毒を含有し、斯くの如き下等米を煮たる飯を食ふことに依つて脚氣を起すとした。

c、靜黴說

岡崎氏に依れば脚氣は青黴が米に作用して酸化性酸酵を起し、其の結果中毒症狀として起るものとした。

上記の通りであつて、其の原因的關係が種々の方面に岐れてゐるが、其の多くは食餌の性質と密接の連鎖を保つて居ることは明かであつた、こして特に注目すべきことは其の當時としては隨分果斷であると謂はねばならぬ所の實驗的證明に依る原因の究明として海軍に於ける高木氏の研究のそれであると思ふ。

蛋白質不定說

明治十五年時の海軍省醫務局長戸塚氏は脚氣患者の發生に就き上申した中に「目下の狀態各艦共に脚氣患者を續出し明治十四年度の如きは入院總患者中脚氣患者は其の四分の三の多數を占め（云々中略）其の原因を講究するに要するに病後生力乏しきもの勞働過度のもの及囚人等に在つて特に其の多きを見れば榮養宜しきを得ずして此の病に罹るの理著明なり由て考ふるに榮養の改良を計るを以て第一着手とす今諸艦船總て變食の法を施行せんことを欲すと雖經費の關係あるを以て先づ試に兩三年間三艘の軍艦に限り歐洲の食卓に變じ其他の諸艦船は一般規定の食卓を以て獻立せしむべし」とあり。

翌十六年高木氏は軍艦筑波の遠洋航海に上るに先だち大要次のやうな上申を爲した、即ち「筑波艦が遠洋航海を爲した實驗に徴するに其の航海日數百四十八日より百八十一日であつたが毎回四十七名以上八十八名の脚氣患者を生じ航海中作業に受けたる妨害は亦尠からず今亦筑波艦は百四十日の豫定を以て遠洋航海の途に上らんとす此際或る處置に出でずんば又前日の轍を履まんのみ固より食品の改良は經費に關係する所大なるべきも先づ現今支給の食料を悉皆食品の調辨に費消することに相成らば餘程の改良に可有之、本年九月來各艦船營等の食品を調査せるに其の性の粗惡且つ其の重の不足なるは顯著疑を容れざる所なり云々」と。

そして其翌十七年食糧給與概別が發布せられて、同年二月から實施せられた、それに依ると從來の金給制に束縛を加へ、醫務局長が標準となるべき別表の如き食糧表を例示し定則の金額を以て定められたる現品を給與することゝし、軍醫官が點檢することゝした、其の結果同年には脚氣患者は一二・七%に減じ、翌十八年には更に麥を併用することにした處が驚くべき效果を奏し、其の數が〇・六%に減じた、其の激減の狀は別表に示す通りであつて著しき效果を實驗的に收め得たものと云はねばならぬ即ち高木氏改良の趣旨は、「歐米各國の軍艦中に於ける衞生狀態と日本のそれとを比較して何等劣る所無きに拘はらず、我軍艦内に脚氣病患者が多數發生するのは食物と密接な關係がある、即ち食物中窒素の攝取量が少い爲めである故に、窒素を多く攝るに足る食物に改良した」といふのである、即ち其の當時醫務局長の例示したる幾多の食糧表はこの趣旨に依つて製作せられたるものと考へられる。